決済サービス会員規約　新旧対照表
2023 年 6 月 15 日改定

下線は変更部分

決済サービス会員規約	
現行	改定後
決済サービス会員規約 第 1 条（総則） 1～3.　　（記載省略） 4.　リアルカードを発行し、第 49 条に定める本人確認手続が完了した会員は、現金バリューサービスをご利用いただけます。 5.　　（記載省略） 第 2 条～第 4 条　（記載省略） 第 5 条（本サービスの機能） 1.　会員は、本規約に従い、プリペイドバリュー、現金バリューを利用することができます。ただし、現金バリューは、第 49 条に定める本人確認手続きを完了した会員のみ利用することができます。 2～4.　　（記載省略） 第 6 条～第 21 条（記載省略） 第 22 条（プリペイドバリューの利用可能限度額） 1～2.　　（記載省略） 3.　第 1 項第 1 号の限度額は、第 51 条に定める現金バリューへのチャージ可能な限度額と合算し 100 万円が上限となります。またチャージする手段によって、チャージ可能な金額は制限が課される場合があります。詳しくは当社のホームページをご確認ください。 第 23 条～第 25 条（記載省略） 第 3 章【会員 WEB サイト・会員アプリサービス】 第 26 条～第 29 条（記載省略） 第 30 条（会員情報の取得等） 1.　会員は、当社が会員アプリにて、以下に定める会員情報を取得することに同意するものとします。 2.　　（記載省略） （新設）	決済サービス会員規約 第 1 条（総則） 1～3.　　（現行どおり） 4.　リアルカードを発行し、第 54 条に定める本人確認手続が完了した会員は、現金バリューサービスをご利用いただけます 5.　　（現行どおり） 第 2 条～第 4 条　（現行どおり） 第 5 条（本サービスの機能） 1.　会員は、本規約に従い、プリペイドバリュー、現金バリューを利用することができます。ただし、現金バリューは、第 54 条に定める本人確認手続きを完了した会員のみ利用することができます。 2～4.　　（現行どおり） 第 6 条～第 21 条（現行どおり） 第 22 条（プリペイドバリューの利用可能限度額） 1～2.　　（現行どおり） 3.　第 1 項第 1 号の限度額は、第 56 条に定める現金バリューへのチャージ可能な限度額と合算し 100 万円が上限となります。またチャージする手段によって、チャージ可能な金額は制限が課される場合があります。詳しくは当社のホームページをご確認ください。 第 23 条～第 25 条（現行どおり） 第 3 章【会員サイト・会員アプリサービス】 第 26 条～第 29 条（現行どおり） 第 30 条（会員情報の取得等） 1.　会員は、当社が会員アプリにて、以下に定める会員の情報を取得することに同意するものとします。 2.　　（現行どおり） 第 31 条　（端末の外部に送信される会員の情報と利用目的） 1.　当社は、会員サイトおよび会員アプリにおいて取得するデバイス ID 等の情報を Apple Pay と iD での

決済サービス会員規約	
現行	改定後
	決済利用、プッシュ通知機能で利用するほか、以下の目的で、以下に定める会員の情報を利用する場合があるものとします。 (1)　会員の情報：閲覧履歴、設定情報、その他診断データを顧客識別 ID で関連付けた識別子 (2)　利用目的：不正利用等の検知、会員サイトおよび会員アプリの改善、不具合の修正 (3)　取得方法：会員サイトおよび、会員アプリによる自動取得 2.　当社は、本規約、「決済サービスにおける個人情報の取扱い」に関する同意条項、その他会員と当社との間の契約において別段の定めがある場合には、上記に定める利用者情報を、これらに記載の利用目的の範囲で利用する場合があるものとし、会員はこれに同意するものとします。 3.　当社は、会員サイトおよび会員アプリで取得する利用者情報と当社が保有する個人情報とを組み合わせた上で、上記の利用目的の範囲で利用することがあります。
（新設）	第 32 条　（情報収集モジュールによる会員の情報の取得および利用目的） 当社は、以下の情報収集モジュールにより以下に定める会員の情報を取得し、利用するものとします。なお、情報収集モジュールとは、会員アプリとは独立した第三者が提供するアプリの利用状況を解析するプログラムをいいます。 (1)　情報収集モジュール名：Treasure Data Cloud Service (ア) 情報収集モジュール提供者：トレジャーデータ株式会社 (イ) 会員の情報：閲覧履歴、設定情報、その他診断データ　※個人を特定する情報を含みません (ウ) 利用目的 -会員アプリの利用状況を把握するため -本サービスを含む当社が提供するサービスの品質向上、新しいサービス等の開発、各種調査・分析に役立てるため (エ) 情報収集モジュール提供者による利用者情報の利用 トレジャーデータ株式会社ではカスタマーデータプラットフォーム（CDP）と呼ばれる、データベース基盤のサービス提供を行っております。 CDP 内に保管されるパーソナルデータは、当社が管理・保有するデータであり、 技術サポートやシステム運用等、当社サービスの運営上最低限必要な統計情報やログへのアクセスを除き、当社が収集したデータをトレジャーデータ株

決済サービス会員規約	
現行	改定後
	式会社が使用することはなく、トレジャーデータ株式会社によるデータ利用は厳しく制限されるものとします。 情報収集モジュール提供者の個人情報保護方針は、以下のとおりとします。 個人情報保護方針 (https://www.treasuredata.co.jp/privacy/policy/) 個人情報に関する公表文 (https://www.treasuredata.co.jp/privacy/policy-2/) (2) 情報収集モジュール名：Google Analytics™ for Firebase (ア) 情報収集モジュール提供者：Google LLC (イ) 会員の情報：クラッシュデータ　※個人を特定する情報は含まないものとします (ウ) 利用目的 -アプリのクラッシュログ採取のため -プッシュまたはメール通知機能 (エ) 情報収集モジュール提供者による会員の情報の利用 利用者情報は Google の管理するサーバシステム（米国）に格納されます。Google およびその 100%子会社は、当該会員の情報を Google が定める利用目的の範囲で利用します。情報収集モジュールの詳細および利用目的は、以下のとおりとします。 Google プライバシーポリシー （https://policies.google.com/privacy） 「ユーザーが Google パートナーのサイトやアプリを使用する際の Google によるデータ使用」 （https://policies.google.com/technologies/partner-sites） 米国の個人情報保護制度：個人情報保護委員会の調査結果 （ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/USA_report.pdf ）
（新設）	第 33 条　（同意の撤回） 会員は、前２条に定める会員の情報の取得・利用の停止を希望する場合、会員アプリのアンインストールによる無効化をするものとします。なお、アンインストールによる無効化をした時点ですでに取得済みの会員の情報については、当社は、第 30 条および第 31 条に定める範囲で引き続き利用する場合があるものとし、会員はこれに同意するものとします。
（新設）	第 34 条　（会員の情報の利用の選択） 会員アプリでは、情報収集モジュールによる第 31 条およ

決済サービス会員規約	
現行	改定後
	び第 32 条に定める会員の情報の取得、利用の設定変更をする手段を提供しないものとし、情報収集モジュールによる当該会員の情報の取得を停止したい場合、会員は、会員アプリをアンインストールするものとします。なお、アンインストールした時点ですでに取得済みの会員の情報については、当社は、第 31 条及び第 32 条に定める範囲で引き続き利用することがあるものとします。
（新設）	第 35 条　（利用者情報の削除を依頼する方法） 会員は、当社が会員アプリおよび本決済サービスにおいて取得した会員の情報の削除を依頼する場合、末尾記載の窓口に問い合わせするものとします。
第 31 条～第 48 条　（記載省略）	第 36 条～第 52 条　（現行どおり）
第 48 条（リアルカードにおける資金移動サービス利用時の利用停止措置の特則） 1.　当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、会員に対して事前の通知もしくは催告なしに、リアルカードの利用停止もしくは取扱停止または会員資格を喪失する措置（以下「リアルカードの利用停止等」といいます）をとることができるものとします。 (1)　第 52 条第 3 項に基づく承諾を撤回した場合 (2)～(10)　（記載省略） 2～3.　（記載省略）	第 53 条（リアルカードにおける資金移動サービス利用時の利用停止措置の特則） 1.　当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、会員に対して事前の通知もしくは催告なしに、リアルカードの利用停止もしくは取扱停止または会員資格を喪失する措置（以下「リアルカードの利用停止等」といいます）をとることができるものとします。 (1)　第 57 条第 3 項に基づく承諾を撤回した場合 (2)～(10)　（現行どおり） 2～3.　（現行どおり）
第 49 条（リアルカードにおける資金移動サービスの特則） 1.　会員は、第 4 条第 3 項に定める手続き（「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める取引時確認の手続きを含みます、以下「本人確認手続」といいます）が完了した場合、リアルカードにて以下の資金移動サービスをご利用いただけます。 (1)～(2)　（記載省略） (3)　国内 ATM での暗証番号による現金の引き出し 2.　（記載省略）	第 54 条（リアルカードにおける資金移動サービスの特則） 1.　会員は、第 4 条第 3 項に定める手続き（「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める取引時確認の手続きを含みます、以下「本人確認手続」といいます）が完了した場合、リアルカードにて以下の資金移動サービスをご利用いただけます。 (1)～(2)　（現行どおり） (3)　（削除） 2.　（現行どおり）
第 50 条～第 56 条（記載省略）	第 55 条～第 61 条（現行どおり）
第 57 条（現金バリューの払戻し、残高移行） 1～3.　（記載省略） 4　会員は、第 1 項のほか、次の各号のいずれかの場合には、未使用の現金バリューについて払戻しを受けることができるものとします。ただし、最後に利用可能残高が変動した日から 10 年が経過した場合には、会員は、当社に対して、払戻しを求めることはできないものとします。なお、会員は、当該期間内であっても、関係法令の定めに従い払戻しを受ける	第 62 条（現金バリューの払戻し、残高移行） 1～3.　（現行どおり） 4　会員は、第 1 項のほか、次の各号のいずれかの場合には、未使用の現金バリューについて払戻しを受けることができるものとします。ただし、最後に利用可能残高が変動した日から 10 年が経過した場合には、会員は、当社に対して、払戻しを求めることはできないものとします。なお、会員は、当該期間内であっても、関係法令の定めに従い払戻しを受ける

決済サービス会員規約	
現行	改定後
ことができない場合があることについて、あらかじめ了承するものとします。 (1)～(2)　（記載省略） (3)　第18条および第48条の規定に基づき本カードの利用停止等となった場合 決済サービスにおける個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供・預託）に関する同意条項 第1条～第10条　（記載省略） [相談窓口] （記載省略） （新設）	ことができない場合があることについて、あらかじめ了承するものとします。 (1)～(2)　（現行どおり） (3)　第18条および第53条の規定に基づき本カードの利用停止等となった場合 決済サービスにおける個人情報の取扱い（収集・保有・利用・提供・預託）に関する同意条項 第1条～第10条　（現行どおり） [相談窓口] （現行どおり） [商標について] ・「Apple Pay」は Apple Inc. の商標です。 ・「iD」は、NTT ドコモの商標または登録商標です。 ・Google、Google Analytics は、Google LLC の商標または登録商標です。

以上